

# 自動車税のグリーン化について 平成21年度版

地球環境にやさしい自動車の普及をすすめるため、排出ガス及び燃費性能の優れた自動車はその性能に応じ税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税率を重く（重課）する特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）が設けられ、平成14年度課税分から適用されています。

## 1 環境負荷の小さい自動車（軽課）

平成20、21年度に新車新規登録された車に対する軽減

平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）に新車新規登録された車のうち下記の条件のいずれかをみたす自動車は、平成21年度の1年間税額が軽減。

平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に新車新規登録された車のうち下記の条件のいずれかをみたす自動車は、平成22年度の1年間税額が軽減。

低公害車 (電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車)	概ね50%軽減
	平成17年自動車排出ガス基準値の1/4以下に低減されている自動車
 自動車検査証の備考欄に、ガソリン車・LPG車の場合は「平成22年度燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車の場合は「平成17年度燃費基準25%向上達成車」の記載があるもの	概ね50%軽減
 or  自動車検査証の備考欄に、ガソリン車・LPG車の場合は「平成22年度燃費基準15%向上達成車」、または「平成22年度燃費基準20%向上達成車」、ディーゼル車の場合は「平成17年度燃費基準15%向上達成車」、または「平成17年度燃費基準20%向上達成車」の記載があるもの	概ね25%軽減

※ 平成13年度～19年度（平成13年4月1日～平成20年3月31日）に新車新規登録された自動車に対するグリーン化税制の適用は終了し通常の税額になっております。

## 2 環境負荷の大きい自動車（重課）

### ① 対象自動車

平成21年度～平成22年度において、次の自動車について自動車税が概ね10%重く課税されます。  
(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)

対象期間	新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車及び液化石油ガス(LPG)車
平成21年度から	平成10年3月31日までに新車新規登録された自動車	平成8年3月31日までに新車新規登録された自動車
平成22年度から	平成11年3月31日までに新車新規登録された自動車	平成9年3月31日までに新車新規登録された自動車

### ② 重課期間

重課対象自動車が抹消登録等を行い課税対象とならなくなるまでです。

問い合わせ先  
奈良県税事務所自動車税第一課  
TEL 0742-26-1177